

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島
被告 株式会社早稲田自動車学園

第2準備書面

平成26年1月28日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

原告訴訟代理人弁護士 山 田 延 廣



同 原 田 武 彦



同 風 呂 橋 誠



同 工 藤 勇 行



同 仲 田 誠 一



同 谷 本 素 子



同 松 岡 幸 輝



同 松 岡 正 志



第1 被告に対する改善要請

1 解約返戻金の予測計算を消費者に可能とする書面の交付

- (1) 被告契約書類等は、原告の改善申入れから始まって前回期日までに逐次改定されているところ、現行の書類と提出される書証を検討した結果、これらを全体的に考察すると解約返戻金の定めが明確になっている点は理解した。
- (2) もっとも、肝心の計算根拠の詳細を定める乙19号証の4の3の1「中途解約 返金事務処理規定」は、消費者に交付される書類ではない。そのため、消費者には各段階での解約返戻金が予測できない。
- (3) したがって、同規定の内容を要約などして消費者が解約時の返戻金を計算し予測できる程度の交付用書面を作成し、使用することを求める。

2 被告ウェブサイトの改善

- (1) 原告第1準備書面で指摘したとおり、被告ウェブサイトにおいて解約返戻金の定めが明確になされていない。ウェブサイトも、契約勧誘手段あるいはサービス表示である以上、中途解約の定めを明記するべきである。参考までに、ウェブサイトに返金規定を掲げている自動車教習所の例を下記に挙げる。

記

藤井寺自動車教習所（大阪府藤井寺市）

http://www.fds-net.co.jp/pdf/ryoukin_seisankitei.pdf

- (2) 被告に対し、上記1で作成を要請した消費者に対する交付用書面をウェブサイトに掲載するなど、被告ウェブサイトの改善を求める。

第2 裁判の進行について

原告としては、上記2点の改善がなされる方向であれば、これらと訴状請求の趣旨2項及び3項相当の従前書類の破棄、従業員への指示の内容で和解による決着を検討したい。

以 上